



石綿の国際表示

アスベスト対策情報

No. 4 1988年5月28日

発行 石綿対策全国連絡会議

〒101 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 総評内

TEL 03-251-0311 FAX 03-251-9043

も く じ

第2回石綿シンポを大阪で開催	2
石綿問題ヒアリングを開催	2
スガワラ労組が石綿撤去工事を実施	4
東大駒場第3体育館 解体強行の実態判明	5
集会と連続講座を企画	5
〈スクラップ〉	6
J R 車輛も石綿追放	7
横浜市が石綿除去の指針を設定	7
東大で石綿撤散工事	8
東京都がアスベスト処理に関する要領を決定	9
〈集会・行動案内〉	10

第2回石綿シンポを大阪で開催

第2回石綿シンポジウムが、3月12日、石綿対策全国連絡会議、総評、総評関西ブロックの3者の主催で、国労大阪会館に160名を集めて開かれた。

主催者を代表して総評の高松幹事があいさつをおこなったあと、名古屋大学医学部衛生教室の久永直見先生が「日本で起きている石綿問題と労働者の健康保護の立場からの取り組みについて」と題して講演をおこなった。

久永先生は、日本における石綿使用量が大量で労働現場から生活環境におよんでおり、健康障害が既に多発しており、今後さらに増加するだろうと述べた。そして、身の回りにある石綿製品を紹介しつつ、意外なところにも使われている事実を指摘し、医師が石綿の関与を見逃すことが多いと指摘した。建築業と自動車修理工場での環境測定データによれば、高濃度暴露であるが対策がとられていない。人間ばかりではなく犬や猫にも石綿による中皮腫が発生していること、業務上の認定基準も不十分だと具体的に指摘した。最後に久永先生は、労働者側から問題を掘り起こして、行政の対応を引きだすべきだと訴えた。

つづいて石綿対策全国連絡会議を代表して、全港湾の伊藤さんが基調報告をおこなった。各省庁交渉をおこなったが対応は芳しくない。また石綿問題を吹きつけ問題に限定しようとしているので、私たちは輸入から廃棄までの総合的な対策が必要であり、労働者と市民が団結して運動をすすめる必要性を訴えた。

各団体報告では、大阪府職から石綿廃棄物問題、国労からは列車解体時の石綿問題と保線作業のじん肺問題について報告があった。公団住宅自治会関西協議会からは、公団住宅の上水道工事、防水工事、天井、壁面、断熱・防露工事、配管工事に石綿が使用されており、石綿だらけの中で生活する不安が訴えられた。全京都建築労組から石綿問診アンケートの調査結果にもとづいた報告があった。6割の組合員が石綿建材の加工をおこない、無防備のまま石綿粉じんのばく露をうけている。また石綿建材を取扱う機会の多い人ほど、どうき、息切れなどの症状を訴える人が多く、タバコを吸う人ほど症状を訴える比率が高いということであった。

最後に石綿による喉頭ガンの労災認定をたたかっている全港湾の黒木さんが、声帯一部摘出手術をしたにもかかわらず闘争支援を訴え、大きな拍手を受けた。

関係省庁を一同に集めて

石綿問題ヒアリングを開催

社会党に政策を提言する会は、3月25日、石綿問題に関する関係省庁合同ヒアリングを衆議院第2議員会館で開催した。

政府側からは、労働、厚生、建設、文部、通産、環境の6省庁の担当部局の課長クラス約40人が出席した。提言する会からは、公害環境プロジェクト責任者の田尻宗昭氏（石綿対策全国連絡会議代表委員）、天明佳臣氏（労任医連議長・港町診療所長）をはじめ、石綿対策全国連絡会議に結集する各団体、全国各地で石綿問題に取り組んでいる団体の代表者約40人。そして、社会党からは、土井委員長をはじめ国会議員10数名が参加した。

2時間という限られた時間のため、予め提出した質問にもとづいて質疑がおこなわれた。その中で各省庁の特徴的な回答を紹介する。

〔厚生省〕

- 廃棄物処理法の有害物質は、公共用水域保全を前提にしてつくられた水質汚濁防止法で特定されている。アスベストは水に溶出することはないので有害物質ではない。しかし、大気への飛散が起らないよう処理されるようやってくる。
- 産業廃棄物処理場は1,800カ所あるが、どれでも受け入れられるようにし、昨年10月の通達が守られるよう、処分業者が3,000から5,000もいるが指導していく。
- 2月1日の通達は、吹きつけアスベストの処理が、あまり急いで、粗雑な工事をやられてしまうと大気汚染問題が生じるので、あくまでも当面の対策である。

〔環境庁〕

- アスベストには絶対安全だというレベルはない。日本においては労働環境の基準しかないので、大気中はそれと比較するとリスクが小さいという評価しかやりようがなかった。
- モニタリングを続けているが、工場周辺でやや高い値が見られる。
- 都道府県に住民相談の体制づくりを努めるよう要望している。

〔文部省〕

- 石綿の対策工事に関する予算は、公立学校には補助金をだし、国立大学にも予算をつけていく。私立は私学振興財団の貸付事業の中で必要があれば優先的に配備していく。
- どこの学校に石綿が吹きつけられているかは文部省は公表しない。設置者の判断に任せる。
- 今回おこなった教室、体育館以外にアスベストが使用されているか調査する考えはない。

〔労働省〕

- 管理濃度の見直しに当っては、日本産業衛生学会あるいは米国産業衛生専門家会議などの許容濃度を参考に、必要があれば対策を講じたい。
- 石綿作業者の健康管理手帳の交付要件については特化則として見直をおこなう。
- 吹きつけは原則禁止だが、全面禁止のつもりで行政を進めており、強力な行政指導をする。
- ビル解体作業を粉じん作業にするかどうかという点は、もし問題があるという専門家の意見があれば検討していきたい。

〔通産省〕

○代替品の開発状況をよく踏まえて、できるところからできるだけ早く使用を減らしていく方針で、当面代替品の開発状況の調査をやっていく。

〔建設省〕

○住宅金融公庫の仕様書の中でも代替性の可能性があるものについては、削除という形で検討している。

今回のヒアリングでは、政府に対し、アスベスト対策のプロジェクト機関を設置するよう強く要請しました。

なお、同ヒアリングの議事録ができあがりましたので、ご希望の方は事務局まで申し込んで下さい。

スガワラ労組が石綿撤去工事を実施

4月2、3日の2日間にわたって、江戸川区の平井にある(株)スガワラで、アスベストの撤去工事が行われました。

会社と労組一体となって、安全衛生委員会で工場内の吹き付けアスベストの対策を検討した結果、安全・確実な撤去を行うことを決定し、専門の業者の選定に入っていました。

スガワラでは、工場の一部の壁約20㎡に主に防音のためアスベストの吹き付けが行われていました。

吹き付けてから相当年数がたっており、アスベストの状態も劣化していて、非常に危険な状態だったので、撤去工事まで、当面その箇所は立ち入り禁止区域になっていました。

撤去工事を請け負ったのは、トリムテックという専門業者。練馬やその他の学校、公共施設のアスベスト撤去工事を多く手がけています。

工事当日は、当センターからも現場の視察に行き、工事の様様を写真やビデオにおさめてきました。

1日目は足場を組み、ビニールシートを覆って養生し、クリーンルームを設置しました。新しく導入したというコンプレッサー車でシートの内側を減圧し、防護服とマスクを付けた作業員が撤去前の薬液を散布して終了。本格的な撤去は2日目に行われました。

ただ、いくら専門の業者といえども、任せきりにしないで、スガワラ労組の取り組みのように、アスベスト問題に関して正しい知識と情報を持ち、作業仕様に関する入念な打ち合わせと、工事の監視を積極的にやる必要があるといえましょう。

(東部労災職業病センター機関誌、88年4月号より転載。なおビデオに関する問合せは同センター03(683)9765まで)

石綿天井と知っていて解体した

東大駒場第3体育館解体強行の実態判明

解体強行された駒場の石綿天井体育館について、2月29日、私たちは施設部・環境安全センターとの話し合いを行いました。施設部は今回の解体工事について、申し訳なかったと述べ、現場の立入禁止、粉じん飛散防止のための密閉化を緊急に行うことを言明しました。

さらに、全学の石綿撤去方針が確定するまでに石綿に手を触れないという「凍結通知」の下で、現在7号館で行われている改修工事においても石綿工事凍結を表明しました。

29日の話し合いを通じ、解体工事の驚くべき事実が判明しました。

施設部は昨年6月の工事契約以前に、第三体育館に、石綿建材の典型であり、石綿含有量が飛び抜けて高い「フレキシブル板」が使用されていることを図面で確認し現場でも再現認していました。建物の解体にあたっては、まず、石綿製品の有無をチェックし、石綿製品が確認された建物の解体には、「特化則」(特定化学物質等障害予防規則)が適用されることは、86年の労働省通達でも明らかです。

施設部は体育館に石綿天井があることを確認し、この解体工事が「特化則」の適用を受けることを承知の上で、何ら「特別の措置」もとらずに解体工事を強行したのです(特化則によれば石綿飛散防止・労働者保護のため、監督官庁への届出、防じんマスク着用、有資格者の立ち合いなど厳密な措置をとることが義務づけられています。しかし今回はこれらの措置は全くとられていません)。

石綿問題がこれだけ大きな社会問題となっている中で、あえて法を無視してまで工事を強行した責任はまことに重大です。

今後の石綿撤去の方針を決める「協議」に参加し、撤去工事を担当するはずの施設部が、石綿問題のイロハをふみはずし、汚染と被ばくを与えたのです。

何よりもまず、直接被ばくさせた工事従事労働者はもとより、駒場の職員・学生、周辺住民、さらに全学の職員・学生に全面的に謝罪しなければなりません。同時に、二度とこのような事態を引き起こさないよう、今回の暴挙の組織としての責任を徹底的に明らかにしなければなりません。

(「東大アスベスト根絶ネットワーク」№11 88年3月1日より転載)

<第4回代表者会議>

7月の集会と連続講座の開催を確認

5月24日、第4回代表者会議が開かれ、当面の活動について話し合った。

特に問題となったのは、今年の夏休みに学校などで吹きつけ石綿の撤去・改修工事がおこなわれるだろうが、今のままではズサンな工事が横行し、かえって石綿をバラマクことになりはしないかとい

うことだった。工事の入札がはじまっているので、早急に文部省、東京都、東京都教育委員会、東京労働基準局と交渉をもつ。石綿問題に関する世論の関心を高め、工事への監視を強めるために、7月に屋内集会とデモをおこなうことを確認し、集会の運営について具体的な検討をすすめることにした。

また、石綿問題に関心のある労働組合員、市民を対象に「石綿問題連続講座」を開催することを確認した。連続講座は、6月9日から隔週木曜日の午後6時30分から、お茶の水の総評会館で開催する。講座の日程と内容は次のとおり。

石綿問題連続講座

	期 日	テ ー マ	講 師
第1回	6月9日(木)	石綿による健康障害	天明佳臣氏 (港町診療所所長)
第2回	6月23日(木)	吹きつけ石綿と環境汚染	依田彦三郎氏 (アスベスト根絶ネットワーク)
第3回	7月7日(木)	ILO石綿条約と諸外国の石綿対策	伊藤彰信氏 (全港湾労組)
第4回	7月21日(木)	石綿廃棄物と有害物対策	田尻宗昭氏 (神奈川労災職業病センター所長)

JR車両も石綿追放

東日本
方針

千八百両、六年がかり

JR東日本は、中古車両の断熱材に使われている発がん性物質・石綿(アスベスト)をガラス繊維に取り換える方針を決めた。JRグループでは初めて。二十一日から自社工場で作業を始める。東京―札幌間直通の夜行特急として人気の高い「北斗

星」の食堂車三両をはじめ、石綿を使用する車両は同社管内で千七百八十両あるが、同社は「石綿は密閉状態で、車両の安全性には問題ない」としており、五、六年かけて全車の除去を終える予定だ。

石綿使用の車両は国鉄時代の昭和四十年代に造られ、東日本

管内の各地で使われている。いずれも車両の壁面内部に一・五センチの厚さで吹き付けられ、その上をアルミ板で覆っている。石綿の危険性が指摘されたため、五十年以降の車両にはガラス繊維材が用いられている。

除去作業はJR発足後、検討していたが、専門の業者への委

託料が一両数百万円と割高なこともあって、延び延びになっていた。一年目の経営が好調で、資金的にゆとりが出たため、石綿の除去に踏み切った。定期検査で工場入りする車両から順に取り除くが、北斗星の「食堂車」は「イメージダウンしてはまずい」(同社幹部)との配慮から、優先的に工場に回ることになりそうだ。

「石綿車両」はグループ全体では三千両を越す。いまのところグループ他社に除去計画はないという。

民間建物の石綿除去

横浜市が指針を設定

学校など公共の建物に使われているアスベスト(石綿)の除去が進む半面、民間建物は対策

が立ち遅れているため、横浜市公害対策局は、民間向けに建築物の改修、解体工事の方法を指

針にまとめ、来月、民間業界へ通知する。全国で初めての対策で、市は「細かい手順を示すことで民間建物での除去も進む」としており、ほかの自治体にも影響を与えそうだ。

横浜市がまとめた指針は、吹

きつけアスベストの除去、断熱材に使われているアスベストの除去、アスベスト製のスレートが使われている建物の解体、の三つから成りそれぞれ、作業の準備と手順を具体的に説明している。

東大で石綿拡散工事

教養学部 安全対策せず解体 体育館

第三体育館の解体は、昨年

を分析したところ、確かに石綿が三〇%含まれていた。昭和三十年に作られた図面には、天井にフロックンブルシートが使われているとあり、当時のJIS規格を調べたが該当するものがなく石綿製品ではないと判断してしまった。関係部局には今後、石綿製品の有無を事前にチェックし、このようなことが起きないように注意を促している。

空室中から体内に入り、肺がんだを引致すこと恐れられている石綿(アスベスト)が問題になっているなか、東京都目黒区駒場の東京大学教養学部で先月行われた第三体育館の解体工事で、天井に石綿セメント板が多量に使われていたにもかかわらず、法策で決められている安全対策をせずに工事が進められたとして学内で問題になっ

ている。建材に石綿製品が使われている建物の解体工事を行うときは、労働省の特定化学物質等障害予防規則などにより、工事前後に空気中の石綿濃度を測定する。作業は石綿を十分に温らせて行い、切りくず等は十分な密閉容器に保管する。特定化学物質に関する作業主任者を置くことなどが決められている。



解体工事現場の石綿セメント板
—東京・駒場の東大教養学部で

第三体育館の解体は、昨年新しい体育館ができたため行われたもので、先月二十二日から始まった。工事は石綿製品がないという前提で実施されたが、同二十七日、依田彦三郎同大工学部助手らが組織する東大アスベスト模範ネットワークのメンバーが工事現場を調べたところ、石綿を三〇%以上も含む石綿セメント板を多数発見、大急ぎで工事中止を申し入れた。その後、大半側と同ネットワークとの調整がつかないため、工事は中断した。工事現場は、ほとんど解体、散去がすすんで残りの一部が散乱した状態。十七日までに同ネットワークが中心となって同学部で開かれた抗議集会では、大学当局の事情説明と謝罪を要求する決議案が採択された。小泉幸男東大施設部長は「指摘を受けて問題のボード

コンクリート固化 処理場に埋めたて

アスベストで都が要領

都は、都立施設の防音や断熱材として、天井や壁に吹き付けられている珪酸カルシウム石綿（アスベスト）を二カ年計画で除去する方針だが、十三日、除去アスベストはコンクリート固

化し、産業廃棄物処理場に埋めることを原則とする「処理に関する要領」を決めた。
昨年八月から都の関係九局によるアスベスト問題連絡会で検討を重ねて来たもので、都立施設での工事だけでなく、区市町村施設の処理にも適用、民間施設での除去にも参考にしたい、としている。また、工事

を行うのは産業廃棄物処理の免許をもった業者に限られ、最終処分も産業廃棄物処理場に埋設することを原則とするなど、除去したアスベストによる新たな環境汚染防止に配慮している。

要領は①施設使用者の健康・安全対策②工事関係者の健康保護③周辺環境への飛散防止を目的とし、工事に当たっては事前調査に始まり、工法の決定・工事仕様の作成・最終処理、という包括的な流れにそって具体的な作業細目を明記している。都では都立高校、都税事務所など二百二十一施設の二百五十九カ

私立学校や民間社会福祉施設のアスベスト処理の助成などを含め今年度四十四億円の予算を組んでおり、要領が決まったことから、除去工事が本格化する。

〈 集会・行動案内 〉

◇ シンポジウム

「石綿（アスベスト）問題は今、パートⅢ」

と き： 7月16日（土）午後2時～

と ころ： 東京大学 工学部

☆ 今年の夏休みの石綿モグリ撤去をやめさせよう。

☆ 石綿含有建材による汚染を根絶しよう。

主催 アスベスト根絶ネットワーク

東大全学職員連絡会議

連絡先 03-812-2111 内6330

◇ 石綿をなくす東部連絡会議の行動予定

5月27日（金） 午後1時 江東区交渉

5月30日（月） 午前10時 亀戸労基署交渉

〈 編集部より 〉

石綿に関する情報をお寄せ下さい。また各団体の集会や行動予定をお知らせ下さい。「アスベスト対策情報」で掲載していきます。

連絡先 全港湾の伊藤まで

〒144 東京都大田区蒲田5-10-2

TEL 03-733-8821 FAX 03-733-8825